

議案第 4 号

我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

公園坂通り周辺地区地区計画の都市計画決定に伴い、条例の適用区域に、この地区の地区整備計画区域を新たに追加し、建築物の用途の制限を定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項又は第10条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前</p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第5条、第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項又は第10条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第9条第1項又は第10条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前</p>

<p>各項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。</p>	<p>各項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。<u>ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p>
---	--

別表第1に次のように加える。

<p>公園坂通り周辺地区地区整備計画区域</p>	<p>都市計画法第20条第1項の規定により告示された公園坂通り周辺地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められている区域</p>
--------------------------	---

別表第2に次のように加える。

<p>公園坂通り周辺地区地区整備計画区域</p>	<p>沿道商業地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p>				
--------------------------	---------------	---	--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 畜舎（法別表第2（に）項第6号に規定するもの） (6) 葬儀場 (7) 工場（法別表第2（に）項第2号に規定するもの） (8) 自動車に直接燃料を供給するための施設 (9) 風営法第2条第6項各号に規定する営業を営む施設
沿道複合住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車教習所 (2) 畜舎（法別表第2（に）項第6号に規定するもの） (3) 葬儀場 (4) 工場（法別表第2（に）項第2号に規定するもの） (5) 自動車に直接燃料を供給するための施設
公園沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>

		い。 (1) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（法別表第 2(に)項第6号に 規定するもの） (4) 葬儀場 (5) 工場（法別表第 2(に)項第2号に 規定するもの）				
--	--	---	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。